

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案のうち意見公募を実施する部分の概要

平成 25 年 12 月 16 日
総務省人事・恩給局
サービス・勤務時間係

1. 趣旨

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）の施行により、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするために休業を取得することができることとなる。

これに伴い、共済の適用となる国の職員について定める規定に関し、所要の整備を行う必要があるため、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部を改正するほか、国家公務員の場合の児童手当の認定権者等を定める規定に関し、所要の整備を行う必要があるため、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）の一部を改正する予定であり、これらの案につき、意見公募を実施する。

なお、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案のうち、今回意見公募を実施する部分以外は、意見公募手続の適用対象外となっている。

2. 改正内容

- 国家公務員共済組合法の適用対象に配偶者同行休業をしている職員を追加するとともに、地方公務員等共済組合法の適用対象に配偶者同行休業をしている警察庁の職員及び地方警務官を追加する等の改正を行う。
- 児童手当の認定・支給権者が各省各庁の長となる対象に配偶者同行休業をしている職員を追加する改正を行う。

3. 施行期日

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（同法の公布の日（平成 25 年 11 月 22 日）から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日）